

一般社団法人 日本釣用品工業会 統合賠償責任保険制度のご案内

- 統合賠償責任保険生産物特約(団体PL保険)
＜オプション＞
- 生産物特約リコール事故補償特約
- 統合賠償責任保険施設業務特約

※このご案内は、ご加入後も必要な冊子となります。お手元に保管をお願いいたします。

保険の詳細についてのお問い合わせは下記にご連絡ください。

＜お問い合わせ先＞

代理店・扱者

ジェイアンドエス保険サービス株式会社
担当：男全（おまた）
東京都中央区日本橋茅場町1-2-18
TEL:03-3668-1279 FAX:03-3249-2898

引受保険会社

日新火災海上保険株式会社
金融マーケットグループ
東京都千代田区神田駿河台2-3
TEL:03-5282-5622

<目次>

1. 統合賠償責任保険制度とは	2ページ
2. 保険金をお支払いする主な場合 *生産物特約【対象製品一覧】	3～4ページ
3. オプション補償	5～7ページ
4. お支払いする保険金の種類と概要	8ページ
5. 保険金をお支払いしない主な場合	9ページ
6. ご契約の仕組み	10～11ページ
7. ご留意いただきたいこと	12ページ
●重要事項説明書	13～19ページ

1. 一般社団法人 日本釣用品工業会 統合賠償責任保険制度とは

基本補償 <生産物特約（団体PL保険）の主な特長>

一般社団法人 日本釣用品工業会の会員（以下「会員」といいます。）の製造または販売する釣用品に関する様々な賠償責任リスクについて、1年間を通じて補償します。

把握可能な直近の会計年度の売上高をご申告いただくだけで、保険料のご案内が可能です。新設法人等で、把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績がない場合は、「事業計画書」をご申告いただくことでも結構です。

<ご契約の対象となる製品>

この保険契約は、会員が製造または販売する（輸入品を含む）国内向け全釣用品を対象としております。

※釣用品とは、製造・販売側の意図として、釣りおよび釣りに付随し使用される商品を指します。

（ボート・カヌー等の船舶類は対象外です）

釣用品以外の商品を含めたい場合は代理店・扱者までお問い合わせください。

オプション 補償

<任意にご加入いただけます>

■オプション補償（1）：生産物特約リコール事故補償特約

■オプション補償（2）：施設業務特約

*オプション補償の詳細は5～6ページをご参照ください。

<生産物特約リコール事故補償特約の主な特長>

会員が製造または販売する釣用品にリコールが必要となった場合、回収等により生じた費用を負担することによって被る損害を補償します。

<施設業務特約の主な特長>

店舗や工場施設の運営・管理者である会員が業務を遂行する上で発生しうる、様々な賠償責任リスクについて、1年間を通じて補償します。

※補償金額の増額をご希望の場合は個別にご相談ください。

<募集対象、加入資格等>

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場となります。

◇申込人 一般社団法人 日本釣用品工業会の会員である事業者（個人・法人）に限ります。

◇記名被保険者 一般社団法人 日本釣用品工業会の会員である事業者（個人・法人）に限ります。

販売子会社、製造子会社を含める場合には、加入依頼書の追加被保険者の欄にご記入ください。（ただし、親会社から供給された製品のみ販売、もしくは親会社に100%製品を供給していることが条件となります）

<保険期間>

2026年7月1日午後4時から2027年7月1日午後4時まで 1年間

<保険適用地域>

日本国内（日本国内で発生した事故に限る）

2. 保険金をお支払いする主な場合

基本補償

<生産物特約（団体PL保険）>

生産物による身体の障害または財物の損壊、ならびに仕事の終了・引渡し後の身体の障害または財物の損壊によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

<生産物リスク>

生産物（製造・販売し占有を離れた財物）により生じる身体の障害または財物の損壊による法律上の損害賠償責任を補償

<仕事の結果リスク>

仕事の結果により生じる身体の障害または財物の損壊による法律上の損害賠償責任を補償

保険金をお支払いできる条件は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」という）、統合賠償責任保険特別約款（以下「特別約款」という）およびこの保険契約に付帯する特約（以下「特約」という）をご確認ください。

《お支払いの対象となる事故例》

- ◇販売した釣竿に不備があり折れてしまい、お客さまが手をケガしてしまった。
- ◇製造した釣竿立てに不備があり折れて、お客さまの釣竿が折れてしまった。
- ◇販売したリールのボディ脚部が不具合により折れたため、お客さまがケガをした。

等

オプション補償

■オプション補償（1）

<生産物特約リコール事故補償特約>

* 保険金をお支払いする主な場合の詳細は5～6ページをご参照ください。

■オプション補償（2）

<施設業務特約>

* 保険金をお支払いする主な場合の詳細は7ページをご参照ください。

一般社団法人 日本釣用品工業会
統合賠償責任保険生産物特約【対象製品一覧】

商品分野	品目分野
①釣竿	(1) 投げ竿
	(2) 磯竿（磯玉網、波止、ヘチ、メバル竿等）
	(3) 船竿
	(4) 溪流・清流竿
	(5) アユ竿
	(6) ヘラ竿
	(7) ルアーロッド
	(8) フライロッド
	(9) その他釣竿（釣種別に分類できないもの、竹竿、輸入竿、万能コイ竿等）
	(10) 竿・リールセット
②釣用リール	(1) スピニング
	(2) 磯用両片軸
	(3) 船用両片軸
	(4) ルアー用両軸（バス用）
	(5) ルアー用両軸（ソルト用）
	(6) ルアー用両軸（トラウト用他）
	(7) 電動
	(8) フライリール
③釣針	(1) サビキ・仕掛
	(2) パラ針
	(3) 糸付針
	(4) その他（ジグヘッド等）
	(5) その他（テンヤ等）
④釣糸	(1) ナイロン
	(2) フロロカーボン
	(3) PE
	(4) 金属
	(5) その他（テトロン等）
⑤ウキ	(1) 海用
	(2) 淡水用
	(3) 電気ウキ
	(4) その他ウキ
⑥釣服	(1) レインウェア
	(2) 防寒着
	(3) ウエア（ベスト、シャツ、パンツ、靴下等）
	(4) 帽子
	(5) 手袋
	(6) フローティングベスト（固定式）
	(7) フローティングベスト（膨張式）
⑦バッグ類	(1) ロッドケース
	(2) バッグ類
	(3) リュック類
	(4) バッカン
	(5) その他（縫製ソフトタイプのバッグ等）

商品分野	品目分野
⑧ケース類	(1) ルアー用タックルボックス
	(2) 仕掛箱（木製含む）
	(3) エサ箱（木製含む）
	(4) その他（成形ハードタイプのケース類）
⑨網製品	(1) タモ網（磯玉網は除く）
	(2) その他
⑩金属小物類	(1) サルカン・スイベル
	(2) テンビン・オモリ
	(3) 竿掛・竿立・ピトン等
	(4) その他（ガイド・リールシート・クッションゴム等）
⑪履物	(1) ウェーダー
	(2) ブーツ
	(3) タビ（アユ用・溪流用・磯用）
	(4) シューズ（溪流用・磯用）
	(5) タイツ
	(6) その他
⑫加工餌	(1) 海用
	(2) 淡水ヘラ用
	(3) 淡水コイ用
	(4) ポイリー
	(5) 付け餌
	(6) その他（サナギ等）
⑬生餌	(1) アミ類・冷凍餌
	(2) ゴカイ類
	(3) その他（ミミズ・ブドウ虫等）
⑭疑似餌	(1) ルアー
	(2) フライ（フライ完成品、フライライン、マテリアル）
	(3) 毛針（アユ用等）
	(4) エギ、
	(5) その他（イカヅノ、タコベイト、タイラバ、インチク等）
⑮クーラー	(1) 樹脂製ハードタイプ
⑯釣関連用品	(1) アフターサービス・部品・補修用品
	(2) 電気製品（ウキ以外）
	(3) 出版物・DVD 等
	(4) サングラス
	(5) その他（ナイフ・接着剤等）

※ボート・カヌーは当保険の対象外となりますので、補償を希望される場合はジェイアンドエス保険サービスの男全(03-3668-1279)までお問合わせください。
 また、一覧に記載のない製品につきましても同様にお問合わせください。

3. オプション補償（1）

——生産物特約のリコール事故補償特約——

《保険金をお支払いする主な場合》

生産物の欠陥（異物混入を含みます。）により、他人の身体の障害や財物の損壊を発生または発生させるおそれがある場合に、日本国内の生産物を回収、検査、修理等を実施する場合に生じた費用について、保険金をお支払いします。ただし、次のいずれかに該当する事由により、客観的に確認できる場合に限りです。

- ①記名被保険者または回収等を実施する方の行政庁所定の様式および方法による届出もしくは報告等
- ②記名被保険者または回収等を実施する方による新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告
- ③回収等の実施についての行政庁の命令

●生産物に生じた次の事由は、上記のおそれがあるものとみなします。

- ①消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限に関する表示漏れまたは表示誤り
 - ②食品衛生法、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律または医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律により禁止されている製品またはその原材料・部品・容器包装の製造・販売等
 - ③次の表示事項について、食品表示法に基づく食品表示基準に従った表示がされていないこと。
 - ア. 名称
 - イ. 保存の方法
 - ウ. 添加物
 - エ. 食品関連事業者の氏名または名称および住所
 - オ. 製造所または加工所の所在地
 - カ. アレルゲン
 - キ. レーフェニルアラニン化合物を含む旨
 - ク. 遺伝子組換え食品に関する事項
 - ケ. 乳児用規格適用食品である旨
 - コ. ア. からケ. までのほか、食品表示法施行以前に食品衛生法において定められていた表示事項
 - ④食品への異物混入またはそのおそれ（異物混入脅迫を含みます。）
- サイバー攻撃に起因する場合についても補償されます。

《リコール事故補償特約で保険金をお支払いしない主な場合》

(1)次の生産物の欠陥に起因する生産物の回収等によって生じた損害。ただし、記名被保険者が製造・販売等を行った生産物が、次の⑧から⑬までに掲げる財物の成分、原材料、部品（添加物および資材を含みます。）、容器または包装として使用された場合は、この規定は適用しません。

- ①体内、体腔内に一時的または継続的に挿入される医療用具および器具
- ②体内移植用医療機械、器具および材料
- ③臨床試験用医療用具および器具
- ④医薬品
- ⑤農薬、殺虫剤、殺菌剤または除草剤
- ⑥化粧品
- ⑦航空機
- ⑧自動車、原動機付自転車または自転車
- ⑨電池またはACアダプターまたは充電器
- ⑩チャイルドシート
- ⑪血液製剤
- ⑫たばこまたは電子たばこ
- ⑬武器

(2) **共通免責（②～⑥）** + 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

- ①保険契約者、記名被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意
 - ②記名被保険者の故意または重大な過失による法令違反
 - ③記名被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ④生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
 - ⑤消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
 - ⑥生産物の修理（生産物の回収等による修理を含みます。）または代替品の欠陥のおそれ
 - ⑦次の方の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れもしくは表示誤り、または次の方による脅迫行為もしくは加害行為
 - ア. 記名被保険者
 - イ. ア.に規定する方が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
 - ⑧生産物の効能・性能に関する不当な表示（実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。）または虚偽の表示 など
- 保険証券記載の保険期間が開始した場合においても、その保険期間の開始時から保険料を領収する時までの間において、保険契約者または記名被保険者が、事故の発生もしくはそのおそれを知っていたとき、または回収決定がなされたときは、当社は、その回収等によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- インターネットのみの社告による回収等の実施については、保険金を支払いません。

《お支払いする費用》

次の費用のうち、必要かつ有益な費用で、かつ生産物の回収等の実施を目的とするものに限りま

●1回の生産物の回収等および保険期間中の合計額につき、「次の表の支払限度額」または「生産物特約の支払限度額(身体の障害、財物の損壊のいずれか高い額)」のいずれか低い額をお支払いします(自己負担額の適用はありません。)

お支払いする費用	支払限度額
①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用	1回の生産物の回収等および保険期間中 ▶3,000万円(①~⑪は90%の縮小支払)
②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 ^(注1)	
③回収生産物か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用	
④回収生産物の修理費用	
⑤代替品の製造原価または仕入原価	
⑥回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価 ^(注2)	
⑦回収生産物または代替品の輸送費用	
⑧回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用	
⑨回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分	
⑩回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等	
⑪回収生産物の廃棄費用	
⑫信頼回復広告費用	1回の生産物の回収等および保険期間中 ▶1,000万円 (90%の縮小支払)
⑬在庫品廃棄費用	1回の生産物の回収等および保険期間中 ▶1,000万円
⑭コンサルティング費用	

(注1) 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 次の費用を含みます。
ア. 文書の作成費および封筒代
イ. 記名被保険者または回収等実施者が電話、ファクシミリ、郵便等による通信を行うための費用またはこれを第三者に委託するために負担する費用

(注2) 回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価 記名被保険者または回収等実施者の利益を差し引いた後の金額とします。

《お支払いできない費用》

- ①他人の身体の障害、または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ②回収生産物その他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ③回収等の欠陥または技術の拙劣等により通常の回収等の費用以上に要した費用
- ④正当な理由がなく、通常の回収等の費用以上に要した費用
- ⑤生産物の回収等に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収等の費用以上に要した費用
- 生産物と他の財物の回収等が同時に実施された場合において、それぞれによって生じた費用を区分することが困難であると認められるときは、左記お支払いする費用①、②、③、⑨、⑩または⑫の費用は、生産物のみによって生じたものとみなします。

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

《お支払いの対象となる事故例》

- ◇リールのネジ部分に締め甘い箇所がある可能性があり、使用中にケガをするおそれがあったことから社告のうえ、回収した。
- ◇製造した釣竿に構造上の欠陥があり、お客さまがケガをしてしまった。リコールを実施することとなり、新聞に社告を出し、商品を回収した費用、通信費、回収品・代替品の輸送費用、修理費等が発生した。

等

3. オプション補償（2）

—施設・業務遂行中の事故の補償（施設業務特約）—

《保険金をお支払いする主な場合》

○施設の所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等

- ・被保険者による施設の所有、使用または管理に起因する事故
- ・被保険者による昇降機の所有、使用または管理に起因する事故
- ・施設の給排水管等からの蒸気・水の漏出、溢出に起因する事故

○業務の遂行に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等

- ・被保険者による業務の遂行に起因する事故
- ・業務の遂行された場所に放置または遺棄された機械装置または資材による事故
- ・作業場内専用車による事故

●自賠責保険が締結されるべきまたは締結されている場合または自動車保険が締結されている場合は、損害の額が自賠責保険または自動車保険により支払われるべき保険金の合計額を超過する額に対してのみ、保険金をお支払いします。

- ・荷物の積み込み・積卸し作業中の自動車や車両に起因する事故

《支払限度額》

1 事故につき5,000万円

《免責金額》

1 事故につき1万円

《統合賠償責任保険特別約款でお支払いしない主な場合》

9ページをご参照ください。

《施設業務特約でお支払いしない主な場合》

- (1) **共通免責** + 次の事由に起因する損害
- ① 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる財物の損壊
 - ② 自動車、原動機付自転車または施設外における原動力が専ら人力ではない船舶・車両の所有、使用、または管理に起因する損害。ただし、荷物の積み込みまたは積卸し作業および作業場内専用車に起因する損害を除きます。
 - ③ じんあいまたは騒音
 - ④ 飛散防止対策等の事故発生の予防に必要な措置を取らずに行われた業務による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄さびまたは火の粉の飛散または拡散（塗装用容器または作業用具の落下または転倒による事故は補償されます。）
 - ⑤ 託児、保育、ベビーシッター等の業務の遂行に起因する満1歳に満たない方の身体の障害
 - ⑥ 記名被保険者の行う業務が運送事業である場合において、その下請負人である航空運送事業者、船舶運送事業者または鉄道運送事業者の業務の遂行
など
- (2) **共通免責** + 次の損害
- ① 被保険者が業務の遂行のために使用・管理する次のいずれかの財物の損壊等。ただし、ウの規定は被保険者ごとに個別に適用します。
ア. 勲章、徽章、稿本その他これらに類する財物
イ. 動物または植物
ウ. 被保険者が所有する財物（所有権留保条項付売買契約に基づいて購入された財物を含みます。）
 - ② 次のいずれかの事由に起因する被保険者が業務の遂行のために使用または管理している財物の損害。ただし、ウの規定は被保険者ごとに個別に適用します。
ア. 財物について正当な権利を有する方に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された損壊等
イ. 保険契約者、被保険者、その使用人または代理人が行い、または加担した盗取または詐取
ウ. 被保険者またはその使用人が財物を私的な目的で使用している間に生じた損壊等
エ. 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、変色等
オ. 財物の目減りまたは原因不明の数量不足
カ. 自然発火または自然爆発
キ. 修理、点検または加工等の作業工程における技術の拙劣または仕上がり不良（これらの事由に起因する火災または爆発によって財物に発生した損壊は補償されません。）
など

《お支払いの対象となる事故例》

各種施設・設備・用具等の構造上の欠陥や管理の不備による事故

- ◇店舗で火災が発生し、非常口等の不備でお客さまに死傷者が出ってしまった。
- ◇お店の看板の留具が腐食していたために看板が落下し、通行人にケガをさせてしまった。 等

業務活動・行事等での不注意による事故

- ◇商品説明中に誤って商品をお客さまの足の上に落とし、ケガをさせてしまった。
- ◇自転車で配達中に運転を誤り、子供に衝突してケガをさせてしまった。
- ※イベント時の飲食提供による食中毒や自動車事故は対象外となります。 等

4. お支払いする保険金の種類と概要

法律上の損害賠償責任を負担することによる損害賠償金や、以下の費用を保険金としてお支払いします。

お支払いする保険金	概要	支払限度額 ^(注1)
①法律上の損害賠償金	身体に関する損害賠償金(治療費、入院費等)、財物に関する損害賠償金(修理費用等) ^(注2)	自己負担額を超えた部分につき、支払限度額を限度として保険金をお支払いします。
②争訟費用	損害賠償責任に関する争訟について当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停等に要した費用で⑤訴訟対応費用にあたらないもの	支払限度額および自己負担額に関係なく、これらの合計額をお支払いします。
③損害防止軽減費用、緊急措置費用	被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために当社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用で⑥初期対応費用にあたらないもの	
④保険会社への協力費用	当社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合に、被保険者が当社の求めに応じ、協力するために支出した費用	
事故対応費用	⑤訴訟対応費用 事故について被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟について、被保険者が直接支出した次の費用であって、その額および用途が社会通念上妥当な費用 (1) 次の方の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ① 記名被保険者 ② ①の下請負人 ^(※) ③ ①の請負業務の発注者 ^(※) (2) (1)①から③までに規定する方の役員または使用人の交通費または宿泊費 (3) 増設コピー機のリース費用 (4) 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 (5) 事故原因の調査費用 (6) 意見書・鑑定書の作成費用 (7) 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用 (※) 下請負人、発注者 被保険者である場合に限りします。	自己負担額に関係なく1回の事故につき、⑤から⑦までの事故対応費用の合計額について、1,000万円を限度にお支払いします。ただし、初期対応費用のうち次のア、およびイ、に対して支払う保険金は、次の額を限度とします。 ア. 被害者見舞費用 身体の障害については被害者1名につき10万円、財物の損壊等については1回の事故につき10万円 イ. 弁護士相談費用 1回の事故につき5万円
	⑥初期対応費用 事故について被保険者が初期対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および用途が社会通念上妥当な費用 (1) 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 (2) 事故現場の取片づけ費用 (3) 次の方の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 ① 記名被保険者 ② ①の下請負人 ^(※) ③ ①の請負業務の発注者 ^(※) (4) 通信費 (5) 被害者見舞費用(見舞金(香典を含みます。))または見舞品の購入費用 (6) 書面による当社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 (7) 弁護士相談費用 (8) (1)から(7)までに準じるその他の費用 (※) 下請負人、発注者 被保険者である場合に限りします。	
	⑦信頼回復広告費用 事故について記名被保険者が支出した次の費用のうち、書面による当社の事前の同意を得て支出した費用 (1) 休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で広告するための費用 (2) 事故の直接の結果として落ち込んだ施設、業務、生産物の信頼を回復するために、被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用。ただし、事故の有無にかかわらず通常要する広告宣伝活動に係る費用を除きます。 (3) コンサルティング費用。ただし、次の対策についての助言の対価としてのものに限りします。 ① (2)に規定する広告宣伝活動対策 ② 事故が他人の身体の障害である場合における事故の再発防止対策	

(注1) 明細付契約の場合は、明細ごとにお支払限度額を適用します。

(注2) 損害賠償金の額は、適用される法律、被害者に生じた損害の額、過失割合等によって決定されます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。当社の同意を得ず示談金や賠償金の額について承認したりお支払いになったりした場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

5. 保険金をお支払いしない主な場合

《特別約款でお支払いしない主な場合 共通免責》

次の事由に起因する損害または次の賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、①の規定は被保険者ごとに個別に適用します。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震、噴火、津波、洪水または高潮
- ④ 原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用（法令に則った医学的または産業的な利用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂については除きます。）
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 石綿または石綿の代替物質による発がん性その他の有害な特性
- ⑦ 汚染物質の排出等（不測かつ急激で、突発的に発生し、発生からその日を含めて7日以内に発見された等の条件を充足するものを除きます。）
- ⑧ 専門業務（医療行為または美容整形、医薬品の調剤・投与・販売、はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復、カイロプラクティック、整体、エステティック等の身体美容、弁護士業務など）
- ⑨ スキューバダイビング、パラセーリング、水上スキー、ウェイクボード、パラグライダー、ハンググライダー、スカイダイビング、フリースタイルスキー、ラフティング、バンジージャンプまたは山岳登山の運営、指導、監督または引率
- ⑩ 自動車または原動機付自転車による競技または競争を目的としたイベントの主催
- ⑪ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑫ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑬ 被保険者の使用人の業務従事中の身体の障害に起因する賠償責任（被保険者ごとに個別に適用します。建設事業の場合は、発注者とその他の被保険者との間に限り個別に適用します。）
- ⑭ 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故
- ⑮ サイバー攻撃に起因する事故

など

《生産物特約でお支払いしない主な場合》

- ① 被保険者が故意もしくは重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引き渡した生産物または行った業務の結果（引渡し）
- ② 生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示（実際よりも著しく優良であると示すこと）または虚偽の表示
- ③ 次のいずれかの生産物の製造、加工もしくは輸入または生産物に対する氏名、商号等の表示
 - ア. 体内、体腔内に一時的または継続的に挿入される医療用具および器具
 - イ. 体内移植用医療①機械、器具または材料
 - ウ. 臨床試験用医療用具または器具
 - エ. 医薬品
 - オ. 農薬、殺虫剤、殺菌剤または除草剤
 - カ. 武器
 - キ. たばこ
 - ク. 化粧品
 - ケ. 航空機またはその構成部品
 - コ. 自動車、原動機付自転車または船舶
- ④ 業務の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材（施設業務特約にて補償します。）
- ⑤ 土地造成工事、地盤改良工事、埋立工事、護岸工事、浚渫工事または地盤調査の結果
- ⑥ 記名被保険者の行う業務が運送事業である場合において、その下請負人である航空運送事業者、船舶運送事業者または鉄道運送事業者の業務の結果
- ⑦ 被保険者が次の財物の損壊またはその使用不能（財物の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。）について賠償責任を負担することによって被る損害
 - ア. 生産物
 - イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられたまたは加えられるべきであった財物
 - ウ. 完成品（生産物を原材料、部品（添加物および資材を含みます。）、容器または包装として使用して製造または加工された財物をいいます。）
 - エ. 生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工された財物
- ⑧ リコール措置のために要した費用

など

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

6. ご契約の仕組み（1）

（1）保険契約者

この保険は一般社団法人 日本釣用品工業会が保険契約者となる団体契約です。

（2）被保険者（保険契約により補償を受けられる方）

一般社団法人 日本釣用品工業会の会員である事業者（個人・法人）に限ります。

（3）保険期間

2026年7月1日午後4時から2027年7月1日午後4時まで1年間

1年未満のご加入を希望される場合は代理店・扱者までお問い合わせください。

（4）支払限度額の設定方法

＜生産物特約（団体PL保険）＞

（身体障害・財物損壊共通）

加入セット		プラン1	プラン2	プラン3	プラン4
支払限度額	1事故・保険期間中	5,000万円	1億円	2億円	3億円
免責金額	1事故につき	1万円			

＜オプション1：生産物特約リコール事故補償特約＞

加入セット		
支払限度額 （基本補償の外枠）	1事故・保険期間中	3,000万円

＜オプション2：施設業務特約＞

（身体障害・財物損壊共通）

加入セット		
支払限度額	1事故につき	5,000万円
免責金額	1事故につき	1万円

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、損害防止軽減費用・緊急措置費用、協力費用については、支払限度額の適用はありません。詳細は「4. お支払いする保険金の種類と概要」（8ページ）をご参照ください。

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額につきましては、加入申込書の「支払限度額」欄にてご確認ください。

（注）免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

6. ご契約の仕組み（2）

（1）ご加入手続きの方法

ご加入にあたっては、加入申込書 兼 基礎数値申告書（別紙2）に所定の事項をご記入・押印のうえ、一般社団法人 日本釣用品工業会事務局までご郵送ください。

<郵送先>

（一社）日本釣用品工業会 団体PL保険担当
〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-22-8
日本フィッシング会館5F

（2）保険料の払込方法

保険料は、期日（5月29日（金））までに下記口座にお振込みください。

なお、一般社団法人 日本釣用品工業会にて立替払いは行いません。

また、誠に恐縮ですが、振込手数料はご負担願います。

保険料は必ず期日までにお支払いください。保険期間が始まった後であっても、代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

※請求書、領収証は発行しません。

<振込口座>

（口座名義人） （一社）日本釣用品工業会 団体PL保険
三井住友銀行 日本橋東支店 （普通） 7313085

※パンフレット、チラシ、見積依頼書、加入申込票はHPにも掲載しております。（URL：<http://www.jaftma.or.jp/>）



7. ご留意いただきたいこと

- お申込人となることができる方は、2ページの<募集対象、加入資格等>をご参照ください。
- 次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ご加入の際は、加入申込書の記入内容を再度ご確認ください。詳細は、「重要事項説明書」の「注意喚起情報」をご参照ください。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務等を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ご加入内容が変更となる場合には、事前に代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。詳細は、「重要事項説明書」の「注意喚起情報」をご参照ください。
- この保険契約では、ご加入時に「把握可能な直近の会計年度（1年間）の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

○ご加入の際には、保険料を算出（確定）するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。

○新設法人等で、契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）の実績がない場合は、ご加入時における「事業計画書」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画書」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。

重要事項説明書

ビジサポ（統合賠償責任保険）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」など）のご説明です。ご契約前に必ずお読みください。ご契約者と被保険者が異なる場合には、「契約概要」「注意喚起情報」の記載事項を被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 …保険の内容のご説明

注意喚起情報 …特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、普通保険約款・特約条項によって定まります。この書面は、重要な事項を抜粋して記載したものであり、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、弊社ホームページ (<https://www.nisshinfire.co.jp/>) のインターネット約款または「普通保険約款・特約条項集」をご覧ください。ご不明な点がありましたら、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

①商品の名称… 契約概要

ビジサポ（統合賠償責任保険）

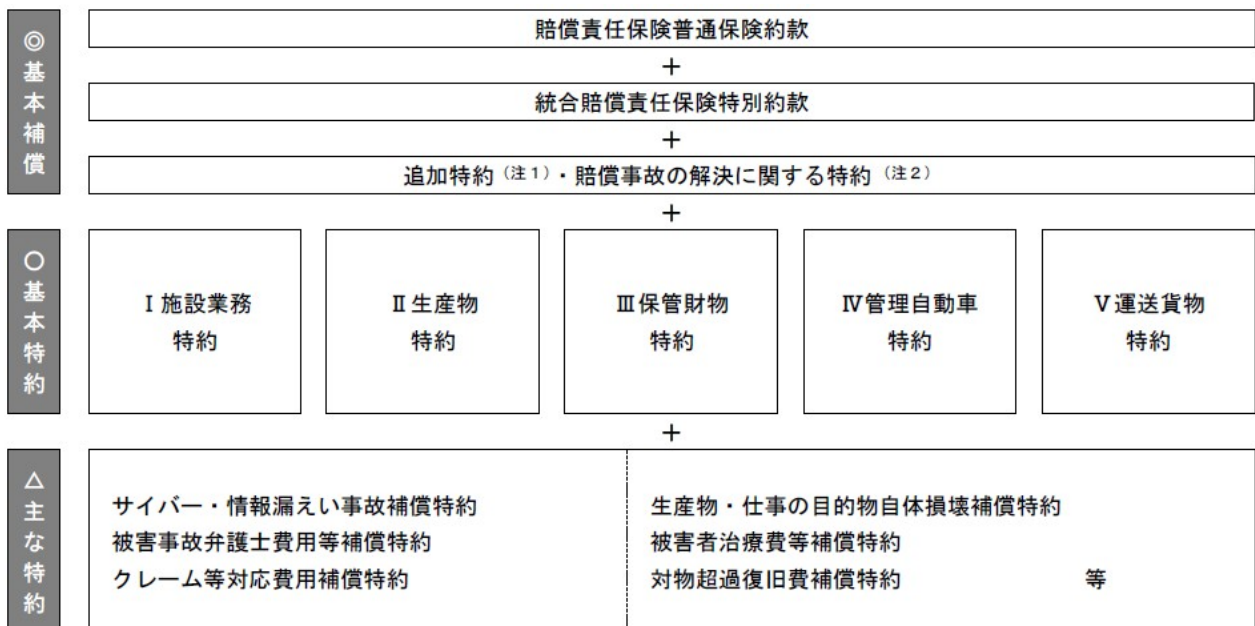
②商品の仕組み… 契約概要

事業活動に伴って生じた他人の身体の障害や財物の損壊等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を主に補償します(注)。実際にご契約される補償内容は、セットする基本特約および特約により定まりますので、申込書等をご確認のうえお申込みください。

(注) 被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、補償の対象外となります。

<商品の仕組みの全体像>

◎…基本補償（自動セット）、○…必ず1つ以上セットいただく特約、△…任意でセットいただく特約



(注1) 「追加特約」は、基本特約の補償を拡大または縮小や、業種固有リスクの補償等をする特約で、すべての契約に自動セットされます。

(注2) 「賠償事故の解決に関する特約」は、記名被保険者の年間売上高・事業収入等が3億円以下の場合に自動セットされます。

(2) 補償内容の概要および支払限度額の設定方法等

①補償内容の概要… 契約概要 注意喚起情報

ビジサポには5つの基本となる補償（基本特約）と各種特約があります。お客さまのご要望に応じて必要な補償を選択してご契約いただけます。

以下は主な補償内容の概要です。記載のない補償や詳細については、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご確認ください。

<基本補償>

保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生する以下の事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

基本特約で補償される主な事故	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合(注)
施設・業務事故 (Ⅰ施設業務特約)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等 業務の遂行に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等 	<ul style="list-style-type: none"> 飛散防止対策等の事故発生の予防に必要な措置を取らずに行われた業務による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄さびまたは火の粉の飛散または拡散により損害が生じた場合 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理により損害が生じた場合 託児業務の遂行に起因する満1歳に満たない者の身体の障害により損害が生じた場合 <p>など</p>
生産物・完成作業事故 (Ⅱ生産物特約)	<ul style="list-style-type: none"> 記名被保険者が日本国内で製造、販売または提供し、かつ、被保険者の占有を離れた財物(注)に起因する他人の身体の障害または財物の損壊(注)これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。 被保険者による業務の結果(引渡し)に起因する他人の身体の障害または財物の損壊 	<ul style="list-style-type: none"> 生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示または虚偽の表示により損害が生じた場合 医薬品、農薬、たばこまたは化粧品等の製造、加工もしくは輸入またはこれらに対する氏名、商号等の表示による損害が生じた場合 生産物、事故の原因となった作業が加えられた仕事の目的物または完成品の損壊もしくは使用不能による損害が生じた場合 <p>など</p>
保管財物事故 (Ⅲ保管財物特約)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の所有、使用または管理に起因する保管財物の損壊等 業務の遂行に起因する保管財物の損壊等 	<ul style="list-style-type: none"> 保管財物が、動物、植物、自動車または原動機付自転車である場合 保管財物が、運送事業者である被保険者が運送を受託した財物である場合 保管財物の使用不能による損害が生じた場合 <p>など</p>
管理自動車事故 (Ⅳ管理自動車特約)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の所有、使用または管理に起因する管理自動車の損壊等 業務の遂行に起因する管理自動車の損壊等 	<ul style="list-style-type: none"> 管理自動車の使用不能による損害が生じた場合 被保険者が所有する自動車または原動機付自転車の損壊等による損害が生じた場合 <p>など</p>
運送貨物事故 (Ⅴ運送貨物特約)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の所有、使用または管理に起因する貨物の損壊等または共同海損行為 業務の遂行に起因する貨物の損壊等または共同海損行為 	<ul style="list-style-type: none"> 荷主による荷造りの不完全による損害が生じた場合 運送の遅延による損害が生じた場合 貨物の目減りまたは原因不明の数量不足による損害が生じた場合 <p>など</p>

(注) 特約をセットすることにより、一部の損害に対して保険金をお支払いするご契約を締結いただける場合があります。詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

②お支払いする主な保険金の種類と保険金の額… 契約概要 注意喚起情報

<お支払いする主な保険金の種類>

保険金の種類	概要
①法律上の損害賠償金	<p>身体に関する損害賠償金（治療費、入院費等）、財物に関する損害賠償金（修理費用等）</p> <p>※損害賠償金の額は、適用される法律、被害者に生じた損害の額、過失割合等によって決定されます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。弊社の同意を得ず示談金や賠償金の額について承認したりお支払いになったりした場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p>
②争訟費用	<p>損害賠償責任に関する争訟について弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停等に要した費用で⑤訴訟対応費用にあたらぬもの</p>
③損害防止軽減費用・緊急措置費用	<p>被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために弊社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用で⑥初期対応費用にあたらぬもの</p>
④協力費用	<p>弊社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合に、被保険者が弊社の求めに応じ、協力するために支出した費用</p>
⑤訴訟対応費用	<p>事故について被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟について、被保険者が直接支出した次の費用であって、その額および用途が社会通念上妥当な費用</p> <p>(1) 次の方の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ① 記名被保険者 ② ①の下請負人(注) ③ ①の請負業務の発注者(注)</p> <p>(2) ①から③までに規定する方の役員または使用人の交通費または宿泊費</p> <p>(3) 増設コピー機のリース費用</p> <p>(4) 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用</p> <p>(5) 事故原因の調査費用</p> <p>(6) 意見書・鑑定書の作成費用</p> <p>(7) 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用</p> <p>(注) 下請負人および発注者は被保険者である場合に限ります。</p>
⑥初期対応費用	<p>事故について被保険者が初期対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および用途が社会通念上妥当な費用</p> <p>(1) 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用</p> <p>(2) 事故現場の取片づけ費用</p> <p>(3) 次の方の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 ① 記名被保険者 ② ①の下請負人(注) ③ ①の請負業務の発注者(注)</p> <p>(4) 通信費</p> <p>(5) 被害者見舞費用（見舞金（香典を含みます。）または見舞品の購入費用）</p> <p>(6) 書面による弊社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用</p> <p>(7) 弁護士相談費用</p> <p>(8) (1) から (7) までに準じるその他の費用</p> <p>(注) 下請負人および発注者は被保険者である場合に限ります。</p>
⑦信頼回復広告費用	<p>事故について記名被保険者が支出した次の費用のうち、書面による弊社の事前の同意を得て支出した費用</p> <p>(1) 休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で広告するための費用</p> <p>(2) 事故の直接の結果として落ち込んだ施設、業務、生産物の信頼を回復するために、被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用。ただし、事故の有無にかかわらず通常要する広告宣伝活動に係る費用を除きます。</p> <p>(3) コンサルティング費用。ただし、次の対策についての助言の対価としてのものに限ります。 ① (2) に規定する広告宣伝活動対策 ② 事故が他人の身体の障害である場合における事故の再発防止対策</p>

<お支払いする主な保険金の額>

保険金の種類	支払保険金の計算
①法律上の損害賠償金	<p>1回の事故について、次の式により算出される金額を支払います。</p> $\text{保険金の額} = \text{法律上の損害賠償金の額} - \text{保険証券記載の自己負担額}$ <p>ただし、事故の種類ごとにそれぞれ保険証券記載の支払限度額を限度とします。なお、事故の種類によっては1回の事故について、かつ、保険証券記載の保険期間中に当社が支払う保険金の合計額について、保険証券記載の支払限度額を限度とする場合があります。</p>
②争訟費用 ③損害防止軽減費用・ 緊急措置費用 ④協力費用	<p>1回の事故について、これらの費用の合計額を支払います。この額からは保険証券に記載された自己負担額を差し引かないものとし、その全額を支払います。</p>
⑤訴訟対応費用 ⑥初期対応費用 ⑦信頼回復広告費用	<p>1回の事故について、⑤から⑦までの費用（以下、「事故対応費用」といいます。）の合計額を支払います。この額からは保険証券に記載された自己負担額を差し引かないものとし、その全額を支払います。ただし、⑥初期対応費用のうち次のア、またはイ、に対する保険金については、それぞれ次の限度を適用し、かつ、これらの保険金とその他の事故対応費用に対して支払う保険金の合計額は、1,000万円を限度とします。</p> <p>ア. 被害者見舞費用 身体の障害に対しては被害者1名について10万円、財物の損壊等に対しては1回の事故について10万円を限度とします。</p> <p>イ. 弁護士相談費用 1回の事故について5万円を限度とします。</p>

③主な特約の概要… 契約概要

セットできる主な特約（オプション）は以下のとおりです。お客さまのご契約にセットされている特約やその詳細は、申込書等または「普通保険約款・特別約款・特約集」をご確認ください。

サイバー・情報漏えい事故補償特約	生産物・仕事の目的物自体損壊補償特約
被害事故弁護士費用等補償特約	被害者治療費等補償特約
クレーム等対応費用補償特約	対物超過復旧費補償特約
	等

④補償の重複… 注意喚起情報

補償内容が同様の保険契約（ビジサボ（統合賠償責任保険）以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。重複部分は、それぞれのご契約の支払限度額を合計した額が、お客さまにお支払いする保険金の上限額となり、損害額によっては、一方のご契約からは保険金が支払われないことがあります。補償内容の差異や支払限度額がお客さまのご意向に沿っているか（過大な補償となっていないか）をご確認いただいたうえで、ご契約ください。

⑤支払限度額・自己負担額の設定… 契約概要

1回の事故および保険期間中の支払限度額ならびに自己負担額は、お客さまが選択した補償に応じて設定いただきます。ただし、事故の種類によって、あらかじめ支払限度額および自己負担額が定められている場合がありますので、詳細は申込書等または「普通保険約款・特別約款・特約集」をご確認ください。

⑥保険期間および補償の開始・終了時期… 契約概要 注意喚起情報

- ▶ 保険期間：1年間（注）
 - ▶ 補償の開始：始期日の午後4時（これと異なる時刻が申込書等に記載されている場合は、その時刻）
 - ▶ 補償の終了：満期日の午後4時
- （注）ご契約内容によっては1年未満または1年を超える保険期間が可能な場合があります。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み… 契約概要

- ▶ 保険料は、記名被保険者の業種、保険料算出のための基礎数値、支払限度額および自己負担額等によって決定します。
- ▶ 実際にご契約される保険料については、申込書でご確認ください。

②保険料の払込方法… 契約概要 注意喚起情報

- ▶ 保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。
ただし、ご契約内容によっては、ご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	一時払	分割払
口座振替、クレジットカード払（携帯電話方式）	○	○
コンビニ払、請求書払	○	×

- ▶ 現金払の場合、保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い… 注意喚起情報

保険料払込期日の定められたご契約については、保険料を保険証券記載の払込期日までに払込みください。払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合は、払込期日の翌日以後に発生した事故については保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合がありますので、ご注意ください。

※第2回目以降の分割保険料について、払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがないことが2回あった場合は、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求します。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 保険契約申込書などの正確なご記入… 注意喚起情報

ご契約締結時に、弊社が告知を求めた事項（告知事項）を正しくお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書等に記載された告知事項の内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<主な告知事項…申込書等に★印または☆印で示した項目>

- ・年間売上高等の保険料算出のための基礎数値
- ・対象とする業務・施設・事業所名
- ・補償内容の全部または一部が同様となる他の保険契約または共済契約の有無（有の場合はその内容）など

(2) クーリングオフ（申込撤回または契約解除）… 注意喚起情報

この保険は、ご契約者が営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフを行うことはできませんので、ご注意ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 変更が生じた場合にご連絡いただく必要がある事項… 注意喚起情報

保険契約締結後、ご契約者または被保険者には、告知事項のうち申込書または保険証券等に☆印で示した事項に変更がある場合に、弊社にお申出いただく義務（通知義務）があります。申込書または保険証券等に記載されたこれらの事項に変更がある場合は、遅滞なくご通知ください。ご通知いただけなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

<主な通知事項…申込書等に☆印で示した項目>

- ・対象とする業務・施設・事業所名 など

<その他ご連絡いただきたい事項>（以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますので、ご連絡ください。）

- ・移転等によるご連絡先・ご住所などの変更 など

(2) ご契約を解約する場合… 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。解約時に保険料を返還または請求することができます。なお、解約時に請求した保険料の払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。また、解約返れい金は、原則として解約日から満期日までの期間分の保険料よりも少なくなります。

4 その他のご注意事項

(1) お客さま情報の取扱い… 注意喚起情報

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報、保険契約の履行のために利用するほか、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、ご契約内容の変更などの判断の参考とするために利用し、業務委託先、国内外の再保険会社などに提供を行います。なお、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。

詳細につきましては、弊社ホームページ (<https://www.nisshinfire.co.jp/>) をご覧いただくか、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(2) 重大事由による解除… 注意喚起情報

下記に該当する事由がある場合には、ご契約を解除するとともに保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

- ▶ ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ▶ 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行った場合
- ▶ ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 など

(3) 保険会社破綻時などの取扱い… 注意喚起情報

引受保険会社が破綻した場合などには、保険金、解約返れい金などのお支払が一定期間凍結されることがあるほか、それらの金額が削減されることがあります。なお、損害保険会社が破綻した場合に契約者保護を行う機関として、「損害保険契約者保護機構」があります。

(4) 契約締結に関するその他のご注意事項… 注意喚起情報

- ▶ 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。
- ▶ 共同保険契約の場合には、ご契約の保険証券に記載されている各引受保険会社が保険証券記載の引受分担割合に応じて、連帯せずに独立して保険責任を負っています。弊社は幹事保険会社として他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行っています。

(5) 継続契約

保険金請求状況やリスク状況などによっては、ご契約をご継続いただけないことや、引受条件や保険料を変更させていただくことがあります。

(6) 事故が発生した場合およびそのお手続きについて

- ▶ ご契約いただく保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知のうえ保険金請求のお手続きをお取りください。このご通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができないことがありますのでご注意ください。
- ▶ 保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、弊社が求める書類等をご提出いただきます。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めてご提出が必要な書類等のご案内をいたします。
- ▶ 保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等の詳細につきましては、「普通保険約款・特約条項集」をご確認ください。

(7) 満期返れい金・契約者配当金… 契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 用語および略称の説明

用語	説明
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ご契約者	弊社に保険契約のお申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
事故	この保険契約にセットされる特約において規定する他人の身体の障害もしくは財物の損壊等またはその他の事由をいいます。
自己負担額	被保険者に自己負担いただく金額をいい、免責金額のことをいいます。
支払限度額	保険金が支払われる事故が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。
損壊等	損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。
特別約款	保険金をお支払いする事故を各特約で定める旨や、保険契約の被保険者、保険金をお支払いしない場合などの共通事項について定めたものです。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
年間売上高	保険のお申込み手続き時（継続契約においては、保険契約継続時）に把握可能な、直近の会計年度における1年間の売上高（建設業の場合は完成工事高）をいいます。
被保険者	保険契約で補償を受けられる方をいいます。セットされる特約により、被保険者の範囲が変更になる場合があります。
保険金	普通保険約款、特別約款および特約により補償される事故が発生した場合に、弊社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭をいいます。
保険料	保険契約に基づいて、ご契約者が弊社に払い込むべき金銭をいいます。
保険料算出のための基礎数値	保険料算出の基礎となる指標の具体的な額・数量等をいいます。

＜弊社の相談・苦情・連絡窓口＞

お客さま相談窓口

フリーダイヤル **0120-17-2424**

〔受付時間9:00～17:00（平日）〕

＜事故のご連絡＞

日新火災事故受付センター

フリーダイヤル **0120-232-233**

〔受付時間24時間・365日〕

＜ご契約内容に関するご質問やご相談など＞

日新火災テレホンサービスセンター

フリーダイヤル **0120-718-268**

〔受付時間 9:00～18:00（平日）

9:00～17:00（土日祝）〕

＜弊社との間で問題を解決できない場合… 注意喚起情報

（指定紛争解決機関）＞

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

ナビダイヤル

（全国共通・通話料有料） **0570-022808**

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

〔受付時間9:15～17:00（土日祝および12/30～1/4除く）〕